

# 第三者行為(交通事故等)にあったとき

## ① 警察に届けましょう！



どんな小さな事故でも警察に届けましょう。  
「交通事故証明書」がないと、後で損害賠償を請求する際に不利になることがあります。



## ② 交通事故でケガをしたら、国民健康保険 後期高齢者医療 を使って治療できるの？



交通事故などの第三者行為が原因のケガなどは本来、その治療費を加害者が負担しなければなりません。

しかし、加害者の経済的理由等により治療ができなくなることを防ぐため、国保・後期の「保険証」を使って治療を受けることもできます。

## ③ 必ず国保・後期担当窓口へ届出を！！

国保・後期担当窓口



届出に必要なものは？

『印鑑』『保険証』『事故証明書』が必要です。



## ④ 示談は慎重に！

示談書

国保 太郎  
後期 花子

国保・後期担当窓口



国保・後期が一時的に立て替えた医療費については、本来加害者が負担すべきもので、加害者には返還する義務が生じます。

ただし、加害者から返還してもらう分について、当事者双方で請求しない旨の示談を行えば、国保（市町村・国保組合）・後期高齢者医療広域連合が加害者に請求できなくなり、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがあります。

示談を結ぶ前に、必ずお住まいの保険者（市町村・国保組合）の国保・後期担当窓口へご相談ください。

このような場合も  
第三者行為となります

- ◆他人の飼い犬にかまれた
- ◆落下物にあつた
- ◆傷害事件に巻き込まれた
- ◆他人から提供された食事で食中毒になったなど



こんなときは国保で治療は受けられません

- ◆勤務中や通勤途中での事故  
労災保険の対象となります。
- ◆不法行為（飲酒運転など）による事故  
給付制限の対象となり、保険給付が受けられなくなる場合があります。
- ◆示談を済ませてしまったとき  
国保・後期に相談なく示談を済ませてしまうと、国保・後期が使えなくなる場合があります。